

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
5	国民健康保険に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

湯沢町は、国民健康保険に関する事務の特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

## 評価実施機関名

湯沢町長

## 公表日

令和8年3月27日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民健康保険に関する事務
②事務の概要	<p>地方税法、国民健康保険法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>① 資格管理 転入・社会保険離脱等による資格適用、転出・社会保険加入等資格喪失 等</li><li>② 保険給付 被保険者証等の各種証発行、高額療養費・療養費等国民健康保険法に基づく給付 等</li><li>③ 保険税賦課 地方税法に基づく国民健康保険税の賦課、保険税の軽減 等</li><li>④ 保険税収納 国民健康保険法に基づく国民健康保険税の収納、滞納整理 等</li></ul> <p>被保険者情報および高額該当の引き継ぎ情報を国保集約システムと連携する。</p> <p>番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表に基づき、国民健康保険に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバーへ登録する。</p>
③システムの名称	<ul style="list-style-type: none"><li>1. 国民健康保険(税)システム</li><li>2. 国民健康保険(資格)システム</li><li>3. 国民健康保険(給付)システム</li><li>4. 収納消込/滞納管理システム</li><li>5. 団体内統合宛名システム</li><li>6. 中間サーバー</li></ul>
2. 特定個人情報ファイル名	
<ul style="list-style-type: none"><li>(1)国民健康保険税賦課ファイル</li><li>(2)国民健康保険資格ファイル</li><li>(3)国民健康保険給付ファイル</li><li>(4)国民健康保険収滞納ファイル</li></ul>	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"><li>・番号法第9条第1項 別表の24の項及び44の項</li><li>・番号法第9条第2項</li><li>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令第16条及び第24条</li></ul>
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[ 実施する ]</p> <p>&lt;選択肢&gt; 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"><li>・番号法第19条第8号及び番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表(番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表における情報提供の根拠) 1.2.3.5.6.13.16.19.27.38.42.48.56.65.69.83.87.111.115.116.125.126.131.137.141.145.158.160</li><li>(番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表における情報照会の根拠) 48.69.70.71.160</li></ul>
5. 評価実施機関における担当部署	

①部署	税務町民部
②所属長の役職名	税務町民部長
<b>6. 他の評価実施機関</b>	
—	
<b>7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求</b>	
請求先	〒949-6192 新潟県南魚沼郡湯沢町大字神立300 湯沢町役場 総務部 電話:025-784-3451 ファクス:025-784-1818
<b>8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ</b>	
連絡先	〒949-6192 新潟県南魚沼郡湯沢町大字神立300 湯沢町役場 税務町民部 電話:025-784-3453 ファクス:025-784-2724
<b>9. 規則第9条第2項の適用</b> [ <input type="checkbox"/> ]適用した	
適用した理由	

## II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	[ 1,000人以上1万人未満 ] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和3年4月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和3年4月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 <span style="float: right;">[ <input type="radio"/> ]委託しない</span>		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) <span style="float: right;">[ ]提供・移転しない</span>		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 <span style="float: right;">[ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)</span>		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [ ] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。マイナンバー登録事務における手作業の介在する場合は複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。	

9. 監査	
実施の有無	[ ] 自己点検      [ <input checked="" type="radio"/> ] 内部監査      [ ] 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	[      十分に行っている      ] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [      ] 全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	[ 9) 従業者に対する教育・啓発 ] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	[      十分である      ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	湯沢町の研修計画に従い、全職員を対象とした情報セキュリティ研修等を受講し、職員の意識の向上を図っていることから、従業者に対する教育・啓発は十分に行っていると考えられる。

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年3月30日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	<p>地方税法、国民健康保険法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <p>①資格管理 転入・社会保険離脱等による資格適用、転出、社会保険加入等資格喪失 等</p> <p>②保険給付 被保険者証等の各種証発行、高額療養費・療養費等国民健康保険法に基づく給付 等</p> <p>③保険税賦課 地方税法に基づく国民健康保険税の賦課、保険税の軽減 等</p> <p>④保険税収納 国民健康保険法に基づく国民健康保険税の収納、滞納整理 等</p> <p>番号法の別表第二に基づき、国民健康保険に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバーへ登録する。</p>	<p>地方税法、国民健康保険法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <p>①資格管理 転入・社会保険離脱等による資格適用、転出、社会保険加入等資格喪失 等</p> <p>②保険給付 被保険者証等の各種証発行、高額療養費・療養費等国民健康保険法に基づく給付 等</p> <p>③保険税賦課 地方税法に基づく国民健康保険税の賦課、保険税の軽減 等</p> <p>④保険税収納 国民健康保険法に基づく国民健康保険税の収納、滞納整理 等</p> <p>被保険者情報および高額該当の引き継ぎ情報を国保集約システムと連携する。</p> <p>番号法の別表第二に基づき、国民健康保険に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバーへ登録する。</p>	事後	再実施項目に当たらないため
平成29年3月30日	I 関連情報 3.個人番号の利用 法令上の根拠	<p>1.行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>番号法第9条第1項 別表第一の16.30の項</li> </ul> <p>2.行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(別表第一省令)(平成26年内閣府・総務省令第5号)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>別表第一省令第16条、第24条</li> </ul>	<p>番号法第9条第1項 別表第一の30の項</p> <p>番号法第9条第2項</p> <p>番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第24条</p>	事後	再実施項目に当たらないため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年3月30日	I 関連情報 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二情報提供の根拠:別表第二1.2.3.4.5.6.26.27.28.29.30.33.34.39.42.58.62.80.87.93.106.120項 情報照会の根拠:別表第二 17.27.42.43.44.45項	番号法第19条第7号 (別表第二における情報提供の根拠) 1.2.3.4.5.9.12.15.17.22.26.27.30.33.39.42.46.58.62.78.80.81.87.88.93.95.97.106.109.120 (別表第二における情報照会の根拠) 42.43.44.45	事後	再実施項目に当たらないため
平成29年3月30日	I 関連情報 5.評価実施機関における担当部署 ①部署	税務課、町民課、健康福祉課	税務町民部	事後	再実施項目に当たらないため
平成29年3月30日	I 関連情報 5.評価実施機関における担当部署 ②所属長	税務課長 山岸勝彦 町民課長 田村雅和 健康増進課長 森下政史	税務町民部長	事後	再実施項目に当たらないため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年3月30日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	〒949-6192 新潟県南魚沼郡湯沢町大字神立300 湯沢町役場 総務課 電話:025-784-3451 ファックス:025-784-1818	〒949-6192 新潟県南魚沼郡湯沢町大字神立300 湯沢町役場 総務部 電話:025-784-3451 ファックス:025-784-1818	事後	再実施項目に当たらないため
平成29年3月30日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	〒949-6192 新潟県南魚沼郡湯沢町大字神立300 湯沢町役場 税務課 電話:025-784-3452 ファックス:025-784-2724 湯沢町役場 町民課 電話:025-784-3453 ファックス:025-784-3582  新潟県南魚沼郡湯沢町大字湯沢2877-1 湯沢町役場 健康福祉課 電話:025-784-4560 ファックス:025-784-4536	〒949-6192 新潟県南魚沼郡湯沢町大字神立300 湯沢町役場 税務町民部 電話:025-784-3453 ファックス:025-784-3582	事後	再実施項目に当たらないため
平成29年3月30日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	平成26年12月29日時点	平成29年3月30日時点	事後	
平成29年3月30日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	平成26年12月29日時点	平成29年3月30日時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年2月7日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	平成29年3月30日時点	平成31年2月1日時点	事後	
平成31年2月7日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	平成29年3月30日時点	平成31年2月1日時点	事後	
平成31年2月7日	Ⅳリスク対策		新規追加	事後	
令和3年8月20日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	平成31年2月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	
令和3年8月20日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	平成31年2月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	
令和3年8月20日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号法第19条第7号	・番号法第19条第8号	事前	番号法改正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年1月22日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号法第19条第8号 (別表第二における情報提供の根拠) 1.2.3.4.5.9.12.15.17.22.26.27.30.33.39.42.46.58.62 .78.80.81.87.88.93.95.97.106.109.120 (別表第二における情報照会の根拠) 42.43.44.45	・番号法第19条第8号 (別表第二における情報提供の根拠) 1.2.3.4.5.9.12.15.17.22.26.27.30.33.39.42.46.58.62 .78.80.81.87.88.93.95.97.106.109.120 (別表第二における情報照会の根拠) 27.42.43.44.45	事前	
令和6年2月6日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号法第19条第8号 (別表第二における情報提供の根拠) 1.2.3.4.5.9.12.15.17.22.26.27.30.33.39.42.46.58.62 .78.80.81.87.88.93.95.97.106.109.120 (別表第二における情報照会の根拠) 27.42.43.44.45	・番号法第19条第8号 (別表第二における情報提供の根拠) 1.2.3.4.5.9.12.15.17.22.26.27.30.33.39.42.46.58.62 .78.80.81.87.88.93.95.97.106.109.120.121 (別表第二における情報照会の根拠) 27.42.43.44.45.121	事前	
令和8年3月27日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	番号法の別表第二に基づき、国民健康保険に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバーへ登録する。	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表に基づき、国民健康保険に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバーへ登録する。	事後	
令和8年3月27日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表第一の30の項 ・番号法第9条第2項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第24条	・番号法第9条第1項 別表の24の項及び44の項 ・番号法第9条第2項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令第16条及び第24条	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和8年3月27日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号法第19条第8号 (別表第二における情報提供の根拠) 1.2.3.4.5.9.12.15.17.22.26.27.30.33.39.42.46.58.62 .78.80.81.87.88.93.95.97.106.109.120.121 (別表第二における情報照会の根拠) 27.42.43.44.45.121	・番号法第19条第8号及び番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 (番号法第番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表における情報提供の根拠) 1.2.3.5.6.13.16.19.27.38.42.48.56.65.69.83.87.111.115.116.125.126.131.137.141.145.158.160 (番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表における情報照会の根拠) 48.69.70.71.160	事後	
令和8年3月27日	IVリスク対策 8. 人手を介在させる作業		新規追加	事後	
令和8年3月27日	IVリスク対策 11.もっとも優先度が高いと考えられる対策		新規追加	事後	